

男鹿市告示第 3 3 号

男鹿市地域振興基金活用事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 5 年 3 月 2 7 日

男鹿市長 菅 原 広 二

男鹿市地域振興基金活用事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

男鹿市地域振興基金活用事業補助金交付要綱（令和 3 年男鹿市告示第 2 3 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前								
<p>（補助対象者）</p> <p>第 2 条 補助金の対象者（以下「補助対象者」という。）は、自治会長等を構成員として組織する、船川、若美、北浦、脇本、船越、五里合、男鹿中、戸賀及び椿地区の振興会、地区会長会、町内会連合会等 <u>並びに特に市長が認める団体</u>（以下「<u>振興会等</u>」という。）とする。</p> <p>（補助金の額）</p> <p>第 5 条 補助金の額は、補助対象経費の 10 分の 10 に相当する額とする。ただし、同一年度における 1 <u>団体</u> 当たりの限度額を 100,000 円とし、補助金の算定額に 100 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>別表（第 4 条関係） 補助対象経費</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">（略）</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）除外される経費</p> <p>(1) <u>振興会等</u> が所有する施設の管理維持費</p>	項目	内容	（略）		<p>（補助対象者）</p> <p>第 2 条 補助金の対象者（以下「補助対象者」という。）は、自治会長等を構成員として組織する、船川、若美、北浦、脇本、船越、五里合、男鹿中、戸賀及び椿地区の振興会、地区会長会、町内会連合会等（以下「<u>振興会</u>」という。）とする。</p> <p>（補助金の額）</p> <p>第 5 条 補助金の額は、補助対象経費の 10 分の 10 に相当する額とする。ただし、同一年度における 1 <u>振興会</u> 当たりの限度額を 100,000 円とし、補助金の算定額に 100 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>別表（第 4 条関係） 補助対象経費</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">（略）</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）除外される経費</p> <p>(1) <u>振興会</u> が所有する施設の管理維持費</p>	項目	内容	（略）	
項目	内容								
（略）									
項目	内容								
（略）									

改正後	改正前
(2) <u>振興会等の会員</u> に還元される賃金等 (3)～(9) (略)	(2) <u>振興会員</u> に還元される賃金等 (3)～(9) (略)
備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。	

様式第1号及び様式第1号の2中「振興会名」を「団体名」に改める。

様式第2号中「振興会への」を削る。

様式第3号、様式第5号、様式第5号の2、様式第7号、様式第8号及び様式第8号の2中「振興会名」を「団体名」に改める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。